

報告第17号

電算関係事業内容について

電算関係事業（電算システム統合化事業・地域イントラネット基盤施設整備事業）の内容について、次のとおり報告する。

平成16年 7月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

電算システム統合化事業

1. 事業の概要

天王町・昭和町・飯田川町は、平成17年3月31日以内の合併、新市誕生を目指し協議を進めています。電算システムについては、合併時に統合し、住民サービスの低下を招かないように調整することが確認されています。

電算システム統合化事業は、電算業務及びシステムの整備・統合を実施し、質の高い効率的な行政サービスを構築するため行うものです。この事業によって、新市における迅速な住民サービスの提供や効率的な業務遂行ができ、また分庁方式の窓口業務システムにより住民の利便性の向上に資するものであります。

2. 電算システム統合化事業の業務内容（ソフト部分……別紙1）

3. 電算システム統合化事業の機器整備内容（ハード部分）

1. 本体サーバ	13台
2. 業務用端末（パソコン）	77台
3. プリンタ（レーザプリンタ・ラインプリンタ）	13台
4. OCR・バーコード・ネットワーク機器・住基 ネット用機器等	76台

4. 事業費

ハード部分	100,464,000円
ソフト部分	346,214,500円

計	446,678,500円
---	--------------

財源

合併推進債	90,300,000円
特別交付税	173,107,250円
一般財源	183,271,250円

計	446,678,500円
---	--------------

電算システム統合化事業一覧

業 務 名	業 務 内 容
住民情報	住民基本台帳・外国人登録・印鑑登録証明・戸籍・住民基本台帳ネットワーク・住登外
国民年金	国民年金
税 務	軽自動車税・固定資産税・住民税・収納管理・国民健康保険税・宛名（口座）管理・滞納管理・確定申告受付・家屋評価・法人税
福 祉	児童（扶養）手当・障害者福祉・支援費・保育園保育料・高齢者福祉・介護保険・生活保護
医療給付	国民健康保険資格・老人医療・乳幼児医療費・重度障害者医療・国保老保高額療養費・母子医療
農業関係	農家台帳・転作
水 道	水道使用料・下水道使用料・農業集落排水使用料・下水道受益者負担金・企業会計
内部情報	予算編成・予算執行・決算・決算統計・起債管理
	人事給与・コンピュータウイルス対策
教 育	学齢簿・幼稚園使用料
選 挙	選挙人名簿・不在者投票

地域イントラネット基盤施設整備事業

1. 事業の概要

日常生活圏の広域化、少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化・高度化、地域としての一体化、行財政基盤の整備など行政課題や問題があり市町村合併を進めるとともにこれらに対応するため、昭和町役場内に「情報センター（仮称）」を整備し3町庁舎間及び域内全ての小中学校などの公共施設を接続する超高速イントラネットを構築します。

これにより、家庭のインターネット及び最寄りの公共施設の情報端末から動画・音声を活用した行政相談や児童・生徒に対し安全で快適なインターネット利用環境を提供し新たなまちづくり、住民サービスの向上を図るものであります。

2. 地域イントラネット基盤施設整備事業による整備概要

整備概要（予定）

1. 光ケーブルの敷設	45.2 km
2. 光ケーブルによる接続箇所数	45箇所
3. 導入するパソコン等	324台
4. 導入するKIOSK端末（公共的な施設に設置する端末）	10台
5. 導入する大型ディスプレイ	15台

3. 主なアプリケーション（適用業務処理ソフトウェア）について

行政情報システム

各庁舎の部署から住民に対して、行政サービスの案内、観光情報、イベント案内、福祉情報、広報等の最新情報をインターネット、携帯電話等へと提供する。
また、電子メールによる相談など、双方向の行政サービスを実現する。

行政相談・健康福祉相談システム

住民が最寄の公共施設の情報端末より映像・音声を利用し、各行政窓口担当者・健康福祉担当者などに対し相談できる行政相談システムを提供し、広域化する域内の住民の利便性向上を図る。

学校間コミュニケーションシステム

小中学校間を高速ネットワークで接続し、高画質な映像と音声による交流授業を行うことで、児童・生徒レベルでの3町間での一体感の醸成を図っていく。
高速ネットワークを介し各校で蓄積した教育用電子情報の交換や共有を進めることで、学校間交流を活発化させると同時に、質の高い教育サービスを新市内全ての学校にて提供できるようになることから3町が共通して重要視する人づくりに貢献する。

公共施設予約システム

自宅や公共施設の情報端末から新市の管理する公共施設の予約が行える他、空き状況やイベント紹介等の関連情報を提供する。これにより住民の利便性向上と施設利用の活性化を図ると同時に、申込手続き等の省略化・迅速化による公共施設の効率的な運営を行う。

図書蔵書検索システム

住民が自宅や公共施設の情報端末及び、学校の児童生徒がインターネットから新市の図書蔵書検索が行える他、イベント紹介等の関連情報を提供する。これにより住民の利便性向上と社会教育の活性化を図る。

4. 事業費

(1) 地域イントラネット基盤施設整備事業・・・・・・・・ハード事業

センター施設改修費	4,177千円
映像ライブラリー装置	130千円
送受信装置	70,851千円
構内伝送路	50,047千円
双方向画像伝送装置	19,489千円
伝送施設(光ファイバー)	121,816千円
附帯工事費	7,350千円

計 273,860千円

(財源) 国庫補助金(1/2)	136,930千円
県補助金	45,643千円
合併推進債	81,900千円
一般財源(3町)	9,387千円

(2) 地域イントラネットアプリケーションソフト 事業費

1,050千円

(財源) 特別交付税(1/2)	525千円
一般財源(3町)	525千円

(3) IP電話網備品購入費 事業費

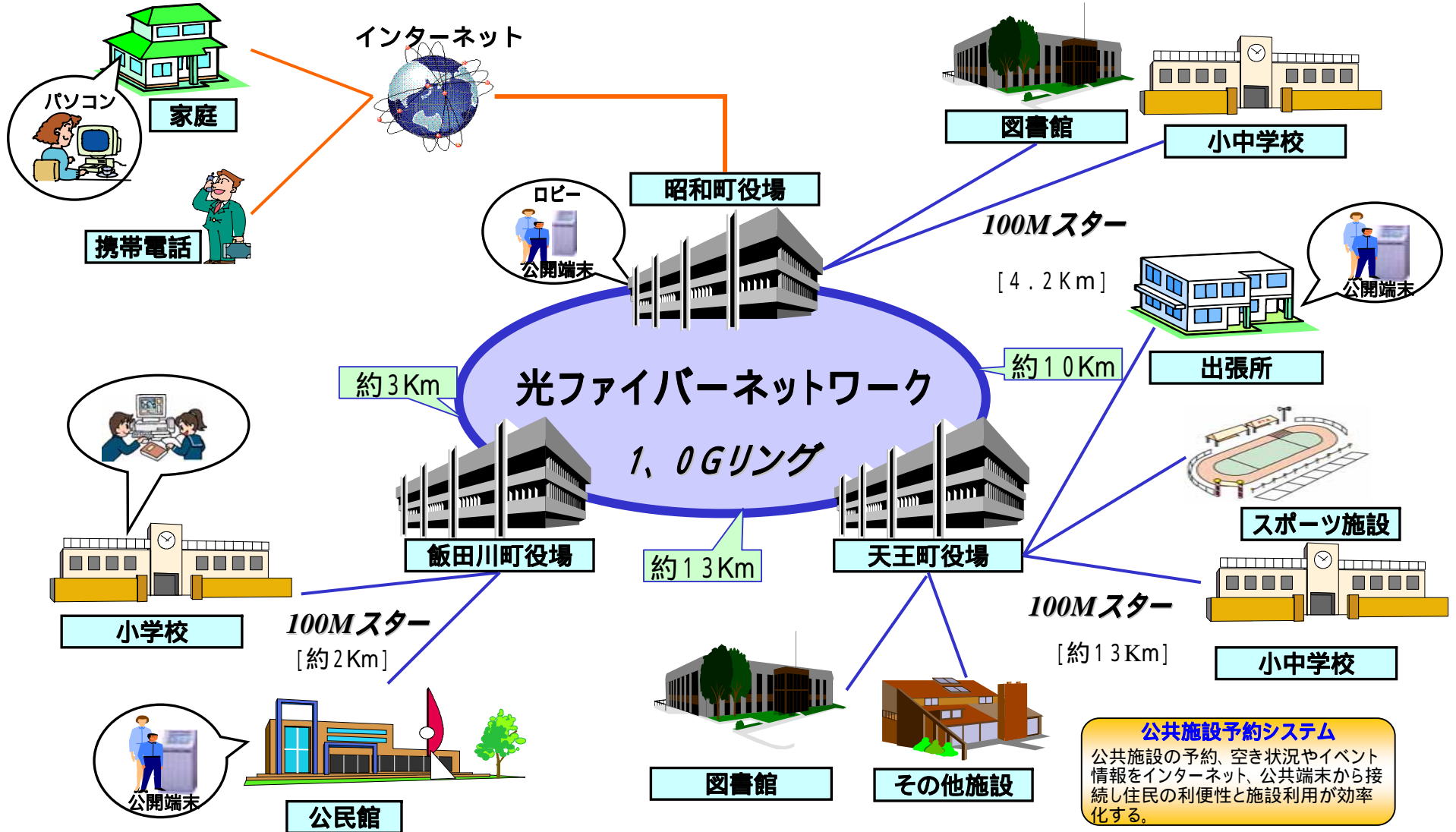
13,650千円

(財源) 合併推進債	12,300千円
一般財源(3町)	1,350千円

事業費合計	288,560千円
-------	-----------

(財源) 国庫補助金	136,930千円
県補助金	45,643千円
合併推進債	94,200千円
特別交付税	525千円
一般財源(3町)	11,262千円

天王町・昭和町・飯田川町地域イントラネット基盤施設整備事業



行政情報提供システム
自治体の持つ様々な最新情報をインターネット、携帯電話、公開端末からタイムリーに得ることができる。

行政相談・健康福祉相談システム
公共施設の情報端末より行政相談・健康福祉相談できるシステムを提供し住民の利便性向上を図る。

学校間コミュニケーションシステム
授業における情報活用、学校間交流、先生・生徒のコミュニケーション等を支援し、地域間の交流を促進する。

公共施設予約システム
公共施設の予約、空き状況やイベント情報をインターネット、公共端末から接続し住民の利便性と施設利用が効率化する。

図書蔵書検索システム
児童生徒や住民が自宅や公共施設の情報端末から新市の図書蔵書検索が行え、住民の利便性向上を図る。

光ケ - ブルによる接続箇所名

番号	町名	施設名	購入端末台数											アプリケ - ションシステム					
			住民用タッチパネル	住民用ノートPC	職員用ノートPC	学校生徒用デスクトップ	学校職員用デスクトップ	導入合計PC	テレビ会議プラズマDSP	テレビ会議端末	モノクロレーザープリンタ	カラーレーザープリンタ	行政情報システム	行政相談・健康福祉相談システム	学校間コミュニケーションシステム	公共施設予約システム	図書館検索システム		
1	昭和町	昭和町役場	1		9				9	1	1	3	1						
2	天王町	天王町役場								1	1								
3	天王町	天王町役場第二庁舎																	
4	飯田川町	飯田川町役場	1		7				7	1	1	7							
5	天王町	天王町公民館		1					1	1	1								
6	昭和町	昭和町農村環境改善センター		1					1	1	1								
7	飯田川町	飯田川町公民館	1		1				1	1	1	1							
8	天王町	天王町図書館																	
9	昭和町	昭和町学習館	1		1				1			1							
10	天王町	天王小学校				20	2		22		1	1	1						
11	天王町	出戸小学校				20	2		22		1	1	1						
12	天王町	東湖小学校				20	2		22		1	1	1						
13	天王町	追分小学校				20	2		22		1	1	1						
14	天王町	天王中学校				40	2		42	1	1	1	1						
15	天王町	天王南中学校				40	2		42	1	1	1	1						
16	昭和町	大久保小学校				20	2		22	1	1								
17	昭和町	豊川小学校				18	2		20	1	1								
18	昭和町	羽城中学校				40	2		42	1	1								
19	飯田川町	飯田川小学校				20	2		22	1	1	1	1						
20	天王町	総合体育館																	
21	天王町	保健センター								1	1								
22	天王町	福祉センター	1																
23	天王町	勤労青少年ホーム		1					1	1	1								
24	天王町	追分地区児童館																	
25	天王町	天王温泉くらし			1				1										
26	天王町	道の駅てんのう			1				1										
27	天王町	二田保育園		1					1				1						
28	天王町	湖岸保育園		1					1				1						
29	天王町	追分保育園		1					1				1						
30	天王町	追分乳児保育所		1					1				1						
31	天王町	天王幼稚園		1					1				1						
32	天王町	出戸幼稚園		1					1				1						
33	昭和町	中央児童館		1	1				2			1							
34	昭和町	昭和介護予防センター	1		1				1			1							
35	昭和町	中央部コミュニティホーム	1		1				1										
36	昭和町	昭和町立中央保育園		1	1				2			1							
37	昭和町	昭和町立西保育園		1	1				2			1							
38	昭和町	昭和町立東保育園		1	1				2			1							
39	昭和町	昭和町地域農業総合管理施設	1		1				1										
40	飯田川町	飯田川町有線本部		1					1			1							
41	飯田川町	飯田川町保健福祉センター	1							1	1	1							
42	飯田川町	若竹幼児教育センター		1					1			1							
43	飯田川町	八郎湯ハイツ	1		1				1			1							
44	飯田川町	飯塚児童館		1	1				2			1							
45	昭和町	昭和町サービスセンター		1					1										
		合計	10	17	29	258	20		324	15	19	29	14						

新市建設計画について

新市建設計画について、別紙のとおり提案する。

平成16年 4月15日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

新市まちづくりの住民説明会の 開催について（ご案内）

天王町・昭和町・飯田川町の住民の皆様には、日頃より当協議会の運営につきましてご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

3町による法定協議会が設立され1年となりました。合併協議も佳境を迎え、新市発足に向けての準備を進めているところであります。

さて、新市のまちづくりについて取りまとめた「新市建設計画」が当協議会において内容確認されました。これは、3町の基本構想や昨年実施した新市将来構想住民説明会、住民アンケートによる意見や要望を基に、住民代表による新市建設計画検討委員会を経て作成されたものです。

下記の日程により新市建設計画や協議調整内容を住民の皆様にお知らせするため、住民説明会を開催いたします。各世帯に配布しました『新市建設計画概要版』をご持参の上、ご都合のよい会場にお越し下さいますようお願い申し上げます。

合併によってまちづくりがどのように進むのか、住民一人ひとりに関わる大きな問題です。一人でも多くのご来場をお待ちしております。

平成16年7月吉日

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
 会長 石川 光 男（天王町長）
 副会長 千田 鐵太郎（昭和町長）
 副会長 小玉 久 男（飯田川町長）

町名	開催日	開始時刻	地区名・会場
天王町	7月23日(金)	午後7時	天王地区 (天王ことぶき荘)
	7月26日(月)	午後7時	二田地区 (天王町公民館)
	7月28日(水)	午後7時	湖岸地区 (羽立ことぶき荘)
	7月29日(木)	午後7時	出戸地区 (出戸新町ことぶき荘)
	8月2日(月)	午後7時	追分地区 (勤労青少年ホーム)
昭和町	7月30日(金)	午後7時	豊川地区 (豊川コミュニティ)
	8月4日(水)	午後7時	南部地区 (南部児童館)
	8月5日(木)	午後7時	西部地区 (湖南交流センター)
	8月6日(金)	午後7時	中央地区 (レイクプラザ昭和)
飯田川町	7月27日(火)	午後7時	和田妹川・金山地区 (和田妹川公民館)
	7月28日(水)	午後7時	下虻川地区 (ふれあいの家)
	7月29日(木)	午後7時	飯塚地区 (飯塚児童館)

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提案する。

平成16年 7月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光男

合併の期日は、平成17年 3月22日とする。

平成 年 月 日確認

合併期日選定の理由

『平成17年3月22日』の合併は、16年度から県の合併特例交付金（3町で6億円、5年分割交付）年1億2千万円が交付され、電算統合等の経費を早期に充当することができる。

また、新市発足準備作業が十分確保できるとともに、3月18日が金曜日であり、業務終了から振替休日を含む3日間で電算システムを切り替え、22日から新市の事務をスムーズにスタートできる。

学校関係では春休み期間中であり児童・生徒への影響が少ないことが想定され、住民への影響等を考慮すれば、『平成17年3月22日』の合併が妥当と考えられる。

合併事務スケジュール

目標時期	合併協定項目	住民への情報発信	県知事	総務大臣
平成16年 8月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">協議会だより：毎月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ホームページ：随時更新</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合併協定書の調印（8/24）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合併関連議案の提出・議決（8/下旬）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">合併申請書県へ提出（8/下旬）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">協議会だより：毎月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">ホームページ：随時更新</div>		
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>合併関連議案</p> <p> 廃置分合議案 財産処分に関する議案 議会議員の定数に関する議案 議会議員の在任の特例に関する議案 農業委員会委員の任期等の特例に関する議案 地域審議会を設置に関する議案 </p> </div>				
9月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">申請書受理 8/下旬</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県議会提案 9/中旬</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">協議 8/下旬</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">回答 8/下旬</div>
10月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">県議会議決 10/月上旬</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合併の決定10/月上旬</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">届出</div> <div style="text-align: center;">（20日以内）</div>
11月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合併の効力発生</div>			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">告示</div>
12月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">合併に伴う関連議案の議決（一部事務組合等）</div>			
17年1月 ～ 3月				

一部事務組合等関係市町村の議決

- 湖南地区衛生処理組合・・・（天王町・昭和町・飯田川町）
- 昭和町飯田川町羽城中学校組合・・・（昭和町・飯田川町）
- 男鹿地区消防一部事務組合
- ・・・（男鹿市・天王町・若美町・大瀧村）
- 男鹿地区衛生処理一部事務組合
- ・・・（男鹿市・天王町・若美町）
- 湖東地区行政一部事務組合
- ・・・（昭和町・飯田川町・井川町・八郎潟町）
- 井川町・飯田川町共有財産管理組合（井川町・飯田川町）
- 秋田県市町村総合事務組合（県内市町村＋一部事務組合）
- 秋田県市町村会館管理組合（県内市町村）
- 秋田県町村土地開発公社・（県内町村）
- 秋田周辺広域市町村圏協議会（2市9町1村）

協議第71号

合併協定書について

合併協定書について、別紙のとおり提案する。

平成16年 7月13日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

平成 年 月 日確認

合併協定書（案）の修正箇所一覧

協定項目記載内容を、系統立てて修正した。

- ・協定項目番号 = 1 2 3
- ・本文 = (1) (2) (3)

表記を統一するため、句読点を追加、修正、削除した。

番号	協定項目	確認内容	協定書（案）
1	合併の方式	「飯田川町」の後	（以下「3町」という。）を追加
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	（1）「法律」の後	（昭和40年法律第6号、以下「合併特例法」という。）を追加 以下すべて「合併特例法」と表記
		（1）「合併日」を	「合併の日」に修正
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	（1）「合併後、」を	「合併の日から」に修正
		（2）「法律」の後	（昭和26年法律第88号）を追加
		（3）「登録選挙人の数」を	「選挙人名簿登録者数」に修正
11	条例、規則等の取扱い	2行目「整備する」の後	「ものとする」を追加
13	一部事務組合等の取扱い	（4）「締結」を	「委託」に修正
15	公共的団体等の取扱い	（1）「団体」の後	「について」を追加
		（1）「できるように」を	「できるよう、」に修正
		（2）「団体」の後	「について」を追加
17	町名、字名の取扱い	「現町で調整する」を	「各町で調整する」に修正
19	国民健康保険事業の取扱い	（4）「出産一時金、葬祭費は」を	「出産一時金及び葬祭費については、」に修正
		（4）「出産資金貸付、高額療養費貸付は」を	「出産資金貸付及び高額療養費貸付については、」に修正
20	介護保険事業の取扱い	（3）「介護保険」の後	（平成9年法律第123号）を追加
21	消防団の取扱い	2行目「当面現町」を	「当面、旧町」に修正
24・6	交通関係事業	（1）「確保に関する事業に」を	「関する事業に」を削除
		（3）「交通安全対策協議会」を	「交通安全対策協議会及び」に修正
		（6）「合併時まで調整する」を	「合併時までに調整する」に修正
24・8	保健衛生事業	（1）「乳児健診の対象月齢は」の後	「乳児健診の対象月齢については、」に修正
		（1）「天王町・昭和町」を	「天王町及び昭和町」に修正
24・9	障害者福祉事業	（5）「天王町・昭和町」を	「天王町及び昭和町」に修正
24・10	高齢者福祉事業	（1）「昭和町・飯田川町」を	「昭和町及び飯田川町」に修正
		（1）「関しては」を	「ついては」に修正
		（2）「当面は、旧町ごとを実施することとし」を	「当面、旧町地区の敬老式として残し」に修正
24・12	保育園・幼稚園事業	（3）「ただし」を	「ただし、」に修正
24・16	健康づくり事業	（3）「健康づくり教室等」を	「健康教室等」に修正
24・18	環境対策事業	（5）「当面」を	「当面、」に修正
24・19	農林水産関係事業	（6）「実施する」を	「実施するものとする」に修正
24・22	建設関係事業	（1）「引き継ぐ」を	「引き継ぐものとする」に修正
		（2）「都市公園は」を	「都市公園については」に修正
		（2）「については現行のとおり、」を	「については、現行のとおり」に修正
24・23	上水道・下水道事業	（1）「引き継ぐ」を	「引き継ぐものとする」に修正
24・26	文化振興事業	（3）「引き継ぐ」を	「引き継ぐものとする」に修正
24・28	社会教育事業	（2）「旧町地区運動会」を	「旧町地区の運動会」に修正
		（2）「体育指導委員は」を	「体育指導委員については」に修正
24・29	その他の事業	（3）「天王町・飯田川町」を	「天王町及び飯田川町」に修正